

# はさま支所だより

第131号

令和3年

7月発行

令和3年度 **社会福祉協議会**

## 会費のお願い

一人ひとりの力を合わせ

みんなの幸せのために

～共に支え合い 誰もが安心して暮らせる まちづくり～

住民が主体的に活動するまちづくりの推進

安心できる福祉サービスの充実

だれもが暮らしやすい総合的な福祉の向上



登米市協  
公認マスコット  
ふくまる

住み慣れた地域で豊かに暮らすということは、私たちの願いとするところです。

この町に住んで良かったと感じられる

「福祉のまちづくり」を住民の皆様とともに実現したいと思います。

その財源に充てられているのが皆様をお願いしている社協会費です。

ご協力よろしく申し上げます。

社協会員として私たちの取り組みを応援してください！

### 会費の種類と金額

- 一般会費（1世帯） **1,200** 円
- 賛助会費（個人） **3,000** 円
- 特別会費（個人・企業）1口 **5,000** 円



社会福祉法人 登米市社会福祉協議会

詳しくは  
ウラ面へ

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき各市町村・各都道府県に設置されている民間の福祉団体です。

身近な地域でおこる生活の困りごとに対して、地域住民の皆様や様々な専門職と一緒にその解決を目指しています。

# 社協会費について

地域で誰もが安心して暮らせるようにするためには、行政による「公助」のみでは実現することができず、「互助・共助」といった住民相互の「支え合い」を基盤とした**地域福祉の推進**が重要視されています。

登米市社会福祉協議会では、「一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために」を基本理念として地域福祉活動を企画・実施していますが、その活動は、皆様から頂く貴重な財源である「**社協会費**」で支えられています。

今年度も引き続いて様々な地域福祉活動を実施していくために社協会費の納入にご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 令和3年度 社協会費の使いみち

皆様からの社協会費は次のような事業に活用させていただいています。

### 地域福祉推進事業

- 小地域ネットワーク事業（地域の気がかりな方の見守りや声掛け等の助け合い活動の推進）
- 地域福祉教育推進事業（各行政区が実施する地域福祉活動への助成）
- 地域福祉フォーラム
- 各町福祉まつり（秋祭り等）への参加・協力。
- 「社協だより」「支所だより」の発行、「ホームページ」の運営。（社協事業の啓発活動）

### 生活相談事業

- 生活相談…（日常の困りごと相談。各支所で毎月実施）
- 法律相談…（年7回実施。事前予約制、無料）

### ボランティアセンター

- ボランティアセンターの運営（ボランティアの募集・調整・派遣等）  
⇒災害時には災害ボランティアセンターとして、被災された地域の早期復旧の為に開設されます。
- ライフアップ講座（専門的な技術の習得を学び、ボランティアの育成を図ります。）
- Jボラ体験隊（中・高校生を対象にした職場体験・ボランティア体験）

### 法人運営事業

- 理事会、評議員会、地区委員会などの法人運営経費及び、本部・支所の事務管理費の一部

社協の主な収入は会費収入、補助金収入、受託金収入、共同募金配分金収入、介護保険収入などがありますが、会費収入と共同募金配分金収入は、職員の人件費には使用しておりません。

会費収入は地域福祉事業及び法人運営にかかる費用に使用しています。

令和2年度は **28,525,400 円**

ご協力をいただきありがとうございました。



## —生活相談・法律相談のお知らせ—

【法律相談】（司法書士が対応します）※予約制です  
日 時：令和3年8月6日（金）  
午後1：30～4：30まで（1相談30分）  
場 所：迫老人福祉センター  
予約先：登米市社協迫支所 ☎22-3537 まで

【生活相談】（困りごと相談）※予約は必要ありません  
日 時：令和3年8月5日（木）  
令和3年9月6日（月）  
午前10：00～12：00まで  
場 所：迫老人福祉センター  
問合せ：登米市社協迫支所 ☎22-3537 まで

お問い合わせ先

社会福祉法人 登米市社会福祉協議会 迫支所

〒987-0513 宮城県登米市迫町北方字大洞45番地3（迫老人福祉センター内）

TEL:0220-22-3537 FAX:0220-22-2966